

## 令和2年国勢調査の概要について

1. 趣 旨 国勢調査は、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としており、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、今回で21回目にあたる。  
なお、今回の調査は、統計法の規定に基づく簡易な方法による調査が行われる。
2. 調査の取組ポイント
  - ・平成27年同様、オンライン調査を全国展開し、インターネット回答を積極的に推進。インターネット回答率の目標50%とする。平成27年国勢調査の滋賀県のインターネット回答率は、47.5%と全国で最も高く、市町別で見ると、多賀町が55.3%で最も高く（全国1,916市区町村中13位）、以下、竜王町55.0%（同16位）、栗東市52.7%（同31位）、守山市52.0%（同40位）、東近江市51.3%（同49位）という結果でした。
  - ・インターネット回答の多言語化など、回答チャンネルを多様化し、外国人や障がい者高齢者の方々などの全ての方の回答をサポートする多様な支援方策の充実を図る。
  - ・企業・団体の社会貢献活動などとも協働・連携し、外国人・若年層等の回答やインターネット回答の促進、調査員活動のサポートを幅広く展開をする。
3. 調査基準日 令和2年10月1日午前零時現在  
＜調査期間 令和2年9月10日（木）～10月20日（火）＞
4. 調査対象 栗東市内に常住するすべての人（世帯数約28,513・調査区数471（無人調査区除く））  
令和2年4月1日現在
5. 調査事項 (1) 世帯員に関する事項（15項目）  
氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄等  
(2) 世帯に関する事項（4項目）  
世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方
6. 実施方法 平成27年度同様、令和2年国勢調査は全国的にオンライン回答を推進しているため、紙の「調査票」の配布と共に、すべての世帯へ「インターネット回答用のID」を配布する同時配布方式で実施。回答期間内にインターネット回答のない世帯に、紙の調査票を再度、配布するという作業を省くため、同時配布方式とする。

- 7. 指導員・調査員** 本市における任命予定者数  
指導員 約 48名（市職員）  
調査員 約 304名（自治会から推薦された人および栗東市統計調査員）

- 8. 実施体制** 「令和2年国勢調査栗東市実施本部」の設置（別添資料）  
調査員の確保難や調査客体の非協力等の困難が予想されることから、実施本部を設置し、協力的かつ効果的な全庁的な実施体制を確立し、調査の円滑な推進を図る。

# 令和2年国勢調査栗東市実施本部設置要綱

## 1 設置

令和2年国勢調査の実施に当たって、調査事務の円滑な運営および調査の万全を期するため、「令和2年国勢調査栗東市実施本部」（以下「実施本部」という。）を設置する。

## 2 業務

実施本部は次の業務を行う。

- (1) 市民に対して、国勢調査（以下「調査」という。）への理解と協力を得るため、調査の趣旨の徹底を図ること。
- (2) 関係団体等の調査協力、連携を図ること。
- (3) 国、県等関係機関と緊密な連携を図り、正確かつ円滑に調査を実施すること。
- (4) その他調査の実施に関する必要な事項。

## 3 組織、職の設置、職務および分掌事務

- (1) 実施本部は、市民政策部元気創造政策課に置く。
- (2) 実施本部に事務局を置く。
- (3) 事務局に次の班を置き、それぞれの班に担当を置く。

① 総務班 総務担当

② 広報班 広報担当

③ 実査・審査班 実査・審査第1担当（治田学区）  
実査・審査第2担当（治田東学区）  
実査・審査第3担当（治田西学区）  
実査・審査第4担当（葉山学区）  
実査・審査第5担当（葉山東学区）  
実査・審査第6担当（金勝学区）  
実査・審査第7担当（大宝学区）  
実査・審査第8担当（大宝西学区）  
実査・審査第9担当（大宝東学区）

- (4) 実施本部に次の職を置き、それぞれの右に掲げる職にあるもの、または命じられた者をもって充てる。

① 本部長 副市長の職にあるもの

② 副本部長 市民政策部理事の職にあるもの

③ 参与 市民政策部長、総務部長、健康福祉部長、環境経済部長、環境経済部政策監、建設部長、建設部技監、子ども青少年局長、教育部長、議会事務局長の職にあるもの

- ④事務局長 元気創造政策課長の職にあるもの
- ⑤事務局次長 元気創造政策課長補佐の職にあるもの
- ⑥班員 事務局長が命じた者

(5) それぞれの職の職務は以下のとおりとする。

- ① 本部長は、実施本部を統轄する。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- ③ 参与は、実施本部の運営に協力する。
- ④ 事務局長は、本部長の命を受け、調査実施の総合企画および運営をつかさどる。
- ⑤ 事務局次長は、事務局長を補佐し、各班の事務を調整し、調査事務を推進するとともに、事務局長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- ⑥ 班員は、事務局次長の指示を受け、それぞれの分掌事務を処理する。

(6) それぞれの班の分掌事務は、次のとおりとする。

- ① 総務班
  - ア 予算および経理ならびに庶務
  - イ 指導員および調査員の推薦ならびに公務災害に関すること。
  - ウ 調査困難地域、各種施設、地域団体等に対する協力依頼方法の研究
  - エ 国および県との連絡調整
  - オ 本部会議および連絡会議に関すること。
- ② 広報担当
  - ア 調査困難地域、各種施設、地域団体等に対する協力依頼
  - イ 広報計画の企画および実施
  - ウ 報道機関との連絡調整
- ③ 実査・審査班
  - ア 調査員への同行
  - イ 調査票等の審査
  - ウ 調査に関する問い合わせへの対応
  - エ 調査用品の管理
  - オ その他本部長が必要と認める事項

#### 4 会 議

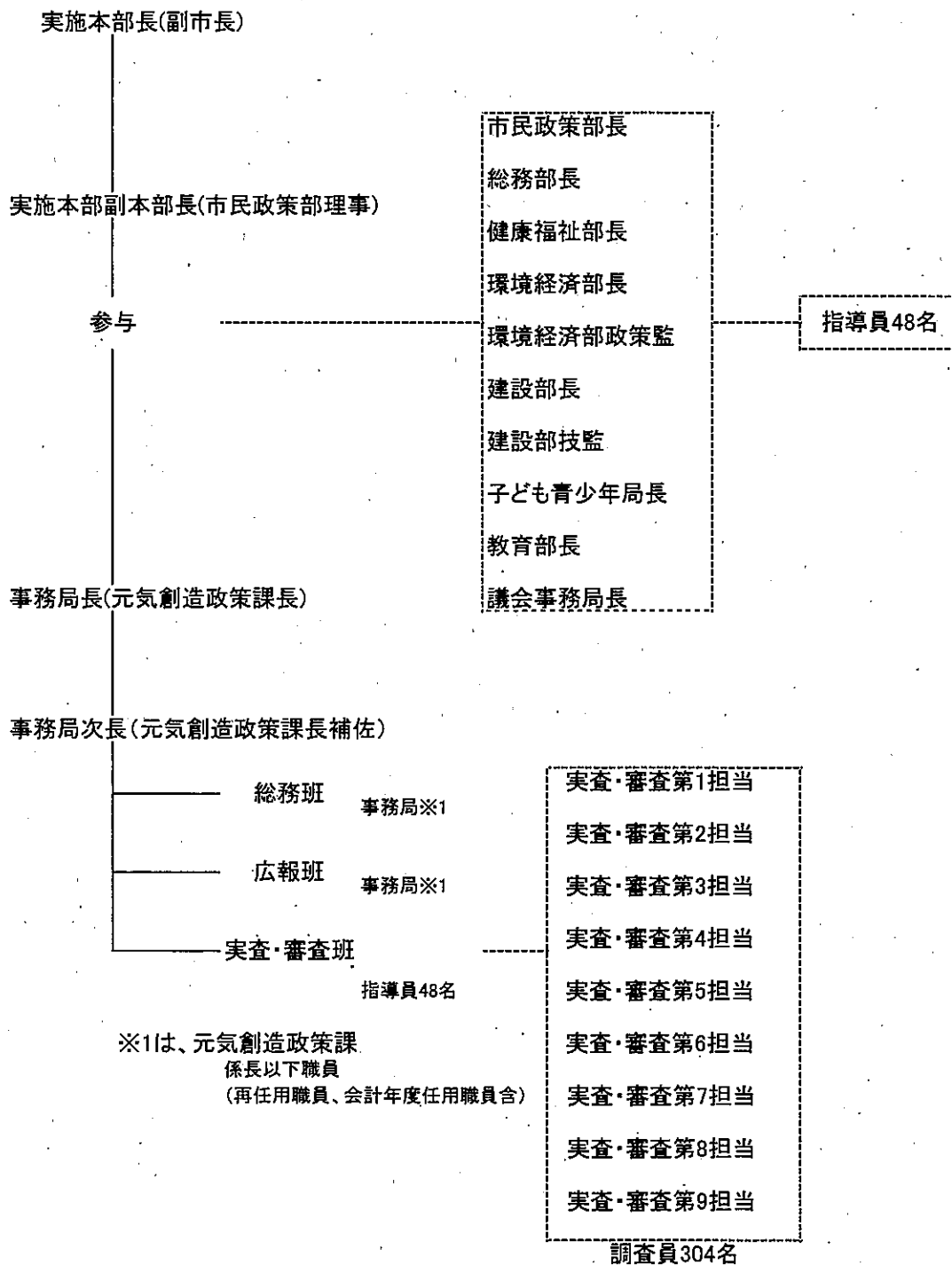
- (1) 実施本部に本部会議および連絡会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長、参与、事務局長、事務局次長をもって構成し、本部長が招集し、調査に関する重要な事項を審議するなど、全庁的な協力体制を構築するために開催する。
- (3) 連絡会議は、事務局長、事務局次長、その他事務局長が指定する班員をもって構成し、事務局長が招集し、調査に関する諸問題を協議および検討する。

## 5 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
- (2) この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和3年3月31日をもって効力を失う。



令和2年国勢調査栗東市実施本部 組織一覧表

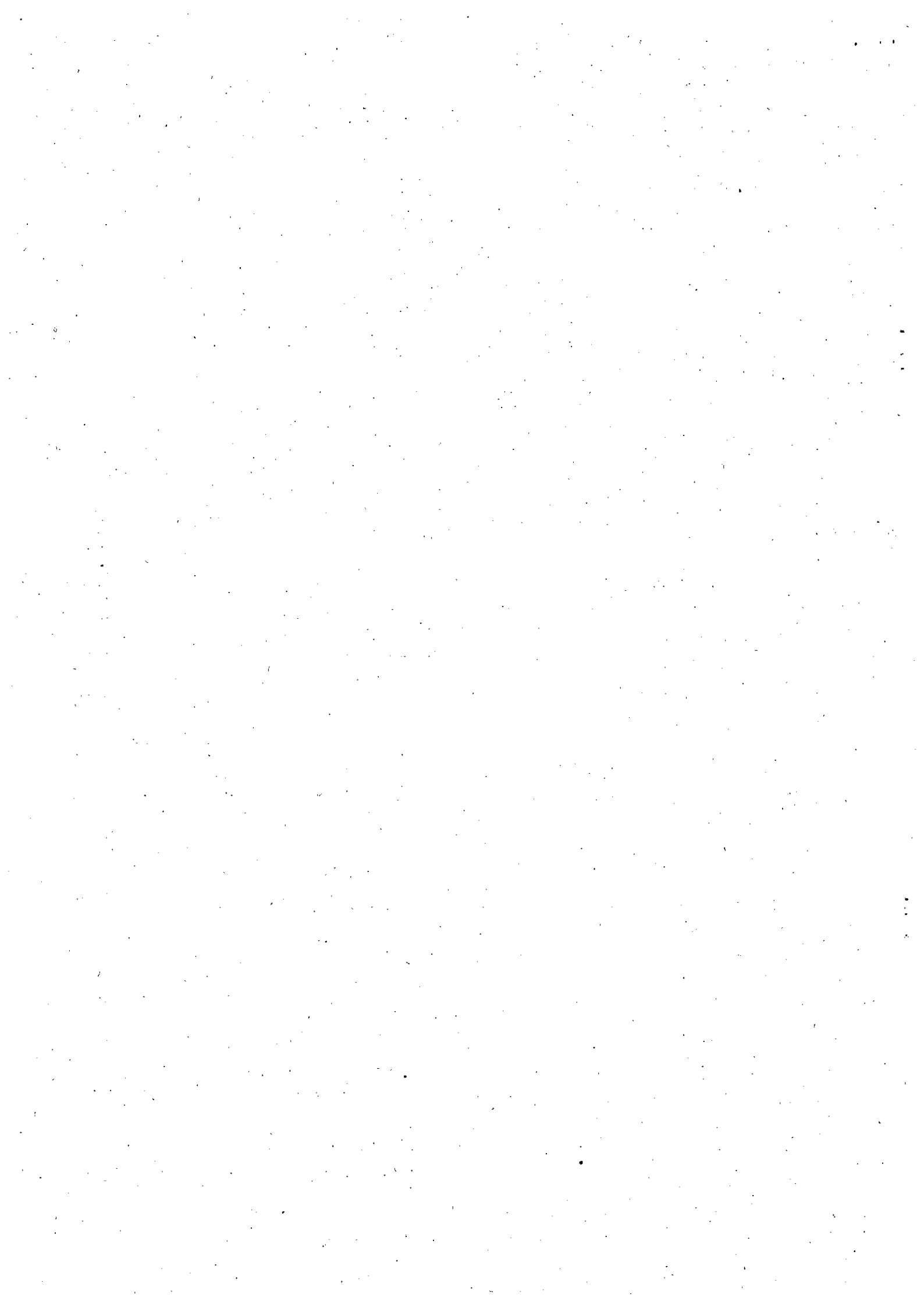






## 令和2年国勢調査実施スケジュール予定

月	日	内 容
5月	1日  中旬  下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施本部設置</li> <li>・指導員選考・依頼（各所属長へ協力依頼）</li> <li>・自治会からの調査員推薦依頼</li> <li>・寮・施設等調査員推薦依頼</li> <li>・市町事務打ち合わせ会</li> </ul>
6月	下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町事務打ち合わせ会</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員任命（7/17～11/30）</li> </ul>
8月	上旬  下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員説明会</li> <li>・調査員任命（8/24～10/23）</li> <li>・調査員説明会</li> </ul>
9月	上旬  下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当調査区の確認、調査区要図の作成（9/10～9/13）</li> <li>・インターネット回答用のID及び調査票(紙)等の配布（9/14～20）</li> <li style="padding-left: 20px;">＜インターネットの回答期間＞（9/14～10/7）</li> <li style="padding-left: 20px;">＜調査票(紙)の回答期間＞（10/1～10/7）</li> <li>・インターネット回答世帯の特定（9/21頃～）</li> <li>・調査票（紙）の配布（9/25～30）</li> <li style="padding-left: 20px;">＜郵送回収期間＞（9/25～10/20）</li> </ul>
10月	1日 上旬  下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日</li> <li>・調査票（紙）の回収（10/1～7）</li> <li>・調査票の提出状況の確認（10/8～13）</li> <li>・未提出世帯からの調査票回収（10/8～20）</li> <li>・調査書類の検査・整理（10/21頃～）</li> <li>・調査票提出（調査員）</li> </ul>
11月	上旬 中旬 下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員審査</li> <li>・調査票提出（指導員）</li> <li>・調査票等関係書類を県へ提出</li> </ul>
1月	中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員・調査員報酬支給</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口速報集計公表（総務省）</li> </ul>
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口確報集計公表（総務省）</li> </ul>



栗東市農業振興基本計画策定及び農業振興地域整備計画見直し業務に係る  
受託候補業者選定委員会設置要項（案）

（設置）

第1条 栗東市農業振興基本計画策定及び農業振興地域整備計画見直し業務に係る受託候補業者（以下、「受託候補業者」という。）の選定等について、厳正かつ構成に行うため、選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 受託候補業者の選定に関すること。
- (2) その他審査事務に関すること。

（組織及び任期）

第3条 委員会は、次に掲げる審査員をもって組織する。

- (1) 市民政策部理事
- (2) 建設部長
- (3) 環境経済部長
- (4) 農林課長

- 2 審査員の任期は、受託候補業者が決定するまでとし、それまでの間は審査員を特定することができる内容は非公開とする。
- 3 審査員は審査にあたり、審査員以外の関係職員に意見を求め、判断の参考とすることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、市民政策部理事をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。

（審査）

第5条 審査は、評価基準により各審査員が提案内容を審査し、行うものとする。

- 2 各審査員による採点結果により判断し、原則として合計点数がもっとも高かった者を受託候補業者とする。

（報告）

第6条 委員長は、事務局を通じて、市長に対し審査結果を報告しなければならない。

- 2 市長決裁により、受託候補業者が確定するものとする。

（事務局）

第7条 委員会の事務は、環境経済部農林課において処理する。

（その他）

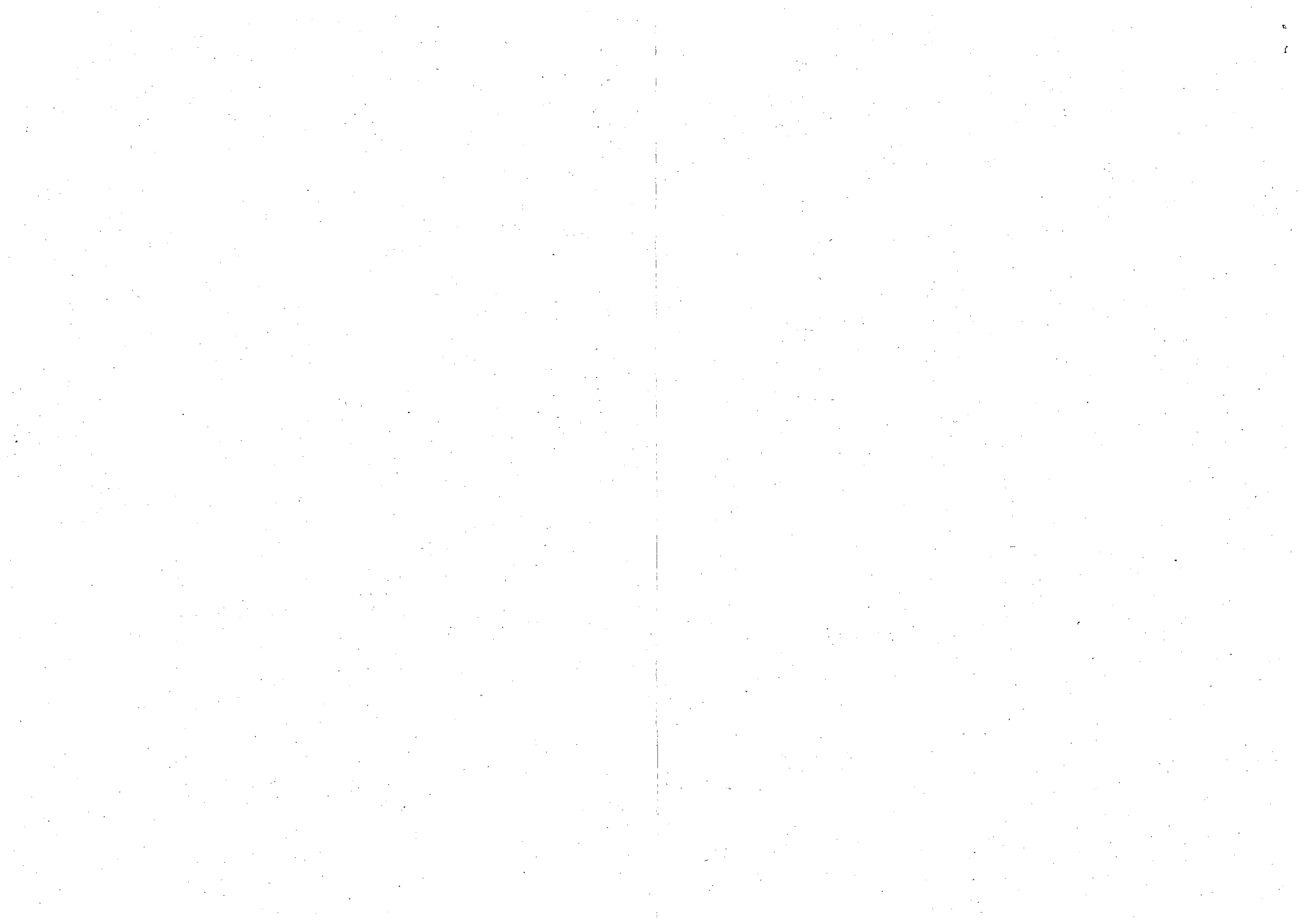
第8条 この要項に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。



(仮称) 栗東市農業振興基本計画策定及び農業振興地域整備計画見直し業務 工程表 (案)

項目	摘要	担当	令和2年度												令和3年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①発注契約	入札	市	発注	入札																						
②打合せ	事前協議、連絡調整	市・業者		初回																						
③現状把握	関係書類収集・整理	市・業者																								
	農業関係組織意見聴取	市・業者																								
	企業等ヒアリング	業者																								
④アンケート	対象市民・農業者抽出	市・業者																								
	アンケート内容検討	業者																								
	アンケート配布・回収	業者																								
	集計・現状分析	業者																								
⑤計画の検討	課題抽出・分析	業者																								
	地域の特徴・目標検討	業者																								
	市町村構想との整合	市・業者																								
⑥施策の検討	目標・施策の提案	業者																								
	素案作成	業者																								
⑦農業振興地域整備計画見直し		市・業者																								
⑧検討部会	設置	市																								
	会議の開催	市																								
⑨意見聴取	パブリックコメント	市・業者																								
⑩議会	議会	市																								
⑪まとめ	計画書集約・策定	業者																								
⑫成果品	成果品提出	業者																								

第1回検討会議 ・計画策定の趣旨説明  
 ・計画策定スケジュール  
 第2回検討会議 ・地域の課題、問題、今後の取組み  
 にかける意見交換  
 ・地域資源・利活用にかける意見交換  
 第3回検討会議 ・計画案の提示  
 ・意見交換  
 ・パブコメについて  
 第4回検討会議 ・パブコメ実施結果  
 ・最終計画案の提示  
 ・意見交換



## 企業立地推進計画策定プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程(案)

### (目的及び名称)

第1条 企業立地の推進に向けて企業立地推進計画を策定するにあたり、計画内容に係る部署が連携して情報収集や計画の検討を行うため、企業立地推進計画策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 チームは、企業立地推進計画策定に関することについて整理及び検討を行う。

### (組織)

第3条 プロジェクト会議を代表するチーム長は、環境経済部政策監をもって充てる。

2 プロジェクト会議を構成する者(以下「チーム員」という。)は、20名以内とし、別表に掲げる所属に属する者(原則として、課長級又は、課長補佐級の職員)の中から所属部長が推薦し、市長が任命する。

### (運営)

第4条 チーム長は、プロジェクトを総理し、会議を招集する。

2 チーム員は、チーム長の指示及び指導に基づき、割り当てられた職務に従い、調査、分析等の事務を行う。

3 出張命令等服務に関する命令及び承認はチーム長が行うものとし、事務処理、所属に対する報告等は庶務担当課が行うものとする。

4 チーム長は、チーム員の通常業務に負荷のかからない方法で、チームの運営に努めなければならない。

5 チーム長は、プロジェクトの進行状況等について、市長が別に指定する会議に必要な応じて報告するものとする。

### (期間)

第5条 チームの設置期間は、令和2年〇月から令和3年3月までとする。

### (庶務)

第6条 プロジェクト会議の庶務は、企業立地推進課において処理する。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別にチーム長が定める。

### 附 則

この規程は、令和2年4月〇日から施行する。

別表(第3条関係)

下記の課は、主に5つの観点からチームに参画する。

- (1) 交通利便性 (2) 法令等の規制 (3) 災害リスク (4) 公共インフラ  
 (5) その他(上位計画・他計画との整合、財政・税収情報、周辺環境への調整等による)

部 署 名	課 名	備 考
市民政策部	危機管理課	(3) 災害のリスク
	元気創造政策課	(5) その他
	財政課	(5) その他
総務部	税務課	(5) その他
健康福祉部	健康福祉部(1名程度)	(5) その他
環境経済部	環境政策課	(2) 法令等の規制
	農林課	(2) 法令等の規制
	商工観光労政課	(5) その他
建設部	都市計画課	(2) 法令等の規制
	道路・河川課	(4) 公共インフラ
	土木管理課	(3) 災害のリスク
	交通政策課	(1) 交通利便性
	住宅課	(2) 法令等の規制
上下水道事業所	上下水道課	(4) 公共インフラ
子ども青少年局	子ども青少年局(1名程度)	(5) その他
教育部	教育総務課	(5) その他